

重度知的障がいのある息子殺害事件の判決に関する声明

2024年7月に発生した重度の知的障がいのある44歳の息子を殺害した父親に対して、2025年3月12日、執行猶予付きの有罪判決が言い渡されました。

裁判所は、父親が我が子を殺害しなければならなかった背景を明らかにして「父親だけを責めるのは酷というべきである。」と言及しました。

「介護が限界にきていることを訴えても施設から長期入所を断られた。」「父親なりに手を尽くし、いくら望んでも十分な福祉支援を受けられない絶望的な状況だった。」などの背景がこの事件につながったとしています。

この事件について、神奈川県が2024年12月10日に公表した「中井やまゆり園元利用者の死亡した事案に係る検証チーム」が作成した中間報告書によると、県立の施設の対応について、知的障がいのある人の生き辛さや人生を理解しようとしなかったことや、家族や本人に親身になって寄り添う職員がいなかったなどを指摘しています。

また、入所を求められた際の機械的な対応が家族を追い詰め、将来に希望を持ってなくしたほか、転居後の生活状況を確認していなかったとも指摘しています。

さらに、神奈川県の対応についても「施設入所を待つ人への対応に何ら関与しなかった」としています。

今回の事件で明らかになったのは、施設への長期入所ができなかったことが要因の一つにあげられます。入所施設やグループホームの利用を希望しながら待機状態にある障がいのある人(そのうち7割以上は知的障がい者)は全国に少なくとも2万2千人余りいると言われてしています。

今回の判決では、一人の尊い命が奪われたことは非難されるべきではありますが、入所施設待機者の解消をはじめとする知的障がいのある人への福祉支援の不十分さが明らかになりました。

今回のような悲惨な事件を二度と起こさないために、裁判所や検証チームが指摘している課題が解決されるよう引き続き社会に求めていきたいと思えます。

2025年3月17日

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会
理事長 福間 廣明